

日身ア連第 12 号
2020 年 9 月 26 日

加盟団体 各位
会員 各位

(一社)日本身体障害者アーチェリー連盟
会長 橋本 和典
(公印省略)

(公社)全日本アーチェリー連盟
会長職務代行者 世 耕 弘 成
(公印省略)

身体に障害のある競技者の競技会参加に対する対応について

平素は本連盟の諸事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、以前から不明瞭であるとのご意見がありました。また、本年度は競技規則改正もありましたので、それに伴い、下記の通り対応いたしますので、ご連絡申し上げます。

記

身体に障害のある競技者の競技会参加については、競技規則に適合することが前提となります。すなわち、クラス分けカードを所持している競技者(カテゴリーが識別でき、補助用具の使用範囲が確認できる競技者)は、パラ競技者と認められ、公認競技会に参加することができます。ただし、クラス分けカードを所有しない競技者でも、第 222 条 3 項にあるように、補助具を使用して競技に参加することはできますが、その記録の扱いは下記の通りとなります。

- ① **身体に障害のある競技者を対象とした競技会・身体の障害による種別設定のある競技会**
・クラス分けカードを所有しない身体に障害のある競技者の記録は、公認記録とは認められず、参考記録またはオープン参加として取り扱われる。ただし、全国障害者スポーツ大会等公認申請を伴わない競技会は除外する。
- ② **一般の公認競技会**
・クラス分けカードを所有しない身体に障害のある競技者は、第 223 条 2 項により、補助用具の使用を主催者(競技委員長・審判長)に申請することができ、認められれば記録は公認の対象となる。

【別紙 1】

(関連規則)

全日本アーチェリー連盟競技規則(2020～2021年)より抜粋

第19章 パラアーチェリー

第218条(本章の概要)

.....

- 2 競技者のクラス分けはパラアーチェリーの核となるものであり、国際パラリンピック委員会(IPC)が定めるクラス分けの定義に基づいて実施される。パラ競技者となり得る者は、国際もしくは国内クラス分け委員によって判定され、WAが認め、障害が弓矢を行射する能力を減じる度合いに応じて決定される適切な種別に配置される。

第219条(クラス分け委員)

- 1 身体に障害のある競技者は、国際もしくは国内クラス分け委員により判定される。各競技者は、この判定により種別が決定され、発行される「クラス分けカード」がその競技者に許される補助用具を示す。

.....

第222条(クラス分けカード)

- 1 全競技者は、クラス分けカードの取得を求められ、用具検査時、審判員に提示する。これにより審判員は、競技者の用具を検査する際、補助用具を確認することが可能となる。このカードを持たない競技者は規則に違反することになり、自身の属する障害度のカテゴリで競技することができない。

.....

- 3 いずれかの種類のクラス分けカードをまだ所有しない競技者でも、競技に参加することはできる。しかしその得点は、ワールドランキング、世界記録、またはタイトル獲得の対象にならない。

第223条(補助用具)

- 1 国際もしくは国内クラス分け委員に認定されたクラス分けカードを所有する競技者は、補助用具を使用することができる。.....
- 2 パラ競技者と分類されるクラス分け基準を満たさない競技者は、一般の競技会に参加できるように補助用具の申請をすることができる。しかし、補助用具は得点の向上につながるものであってはならない。パラ競技者と分類される最低限の基準を満たさない、またはクラス分けに該当しない状態にある競技者は、主催者に補助用具の使用を申請することができる。

【別紙2】

身体に障害のある競技者の一般の公認競技会への参加について

標記について、競技会の主催者が判断する基準について、下記を参考にしてください。

身体に障害のある競技者の補助用具の使用範囲と記録の公認について

① クラス分けカードを所有する競技者

国際または国内クラス分け委員によって判定されたクラス分けカードを所有している競技者は、クラス分けカードに記載された補助用具の使用が許され、記録は公認記録となる。

② クラス分けカードを所有しない競技者

i (一社)日本身体障害者アーチェリー連盟(以下、日身ア連と記載)に登録する競技者は、会員証の裏面に記載された補助用具の使用が許され、記録は公認となる。

(下図:(一社)日本身体障害者アーチェリー連盟会員証 参照)

ii 日身ア連に登録の無い競技者は、補助用具を使用することはできるが、記録は参考記録またはオープン参加の扱いとなり、公認されない。

iii 日身ア連に登録の無い競技者でも、補助用具を使用しない競技者は、一般の競技者と同様の扱いとなり、記録は公認となる。

(図:(一社)日本身体障害者アーチェリー連盟 会員証)

